

改正相続法制の内容について（その2）

令和5年7月28日

弁護士 関戸一考

1. はじめに

今回は、改正法のうちで「配偶者保護の方策」について具体的な内容に踏み込んでお話しします。

2. 配偶者保護のための方策

最初にどのような内容が規定（新設）されたのか、という点からお話します。それは大きく3つの改正点があります。

（1）「持ち戻し免除の意思表示の推定規定」（改正民法903条4項）

この規定は、「婚姻期間が20年以上の配偶者の一方が、他方に居住用不動産（土地及び建物）を遺贈又は贈与した場合に、遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくともよいとの意思表示をしたと推定する」と言うものです。

しかし、被相続人から反対の意思表示があった場合には適用されません。

この内容を理解するために、どのように取り扱われるかを説明します。

① 推定を受けない場合（民法903条1項）の取扱い

生前に贈与を受けた場合、遺産の先渡し（これを「特別受益」といいます）を受けたものとして取り扱われるため、最終的に遺産分割で取得する財産の総額は、贈与がなされなかった場合と同じ取扱いとなります。

② 推定を受ける場合（改正民法903条4項）の取扱い

持ち戻し免除の意思の推定規定の適用を受けると、配偶者への贈与は「遺産の先渡しを受けたもの」と取り扱われなくなり、贈与財産は遺産分割の対象財産からはずされて、残りの遺産で遺産分割がなされることとなります。

(2) 「配偶者の長期居住権」保護の規定（改正民法1028条から1036条）

ア. 「配偶者居住権」の規定の内容

- ① 「配偶者居住権」とは，配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物に対し，原則として終身の間，建物の使用を認める，「法定の権利」をいいます（改正民法1028条1項本文）。
- ② その取得原因を示します
 - ㊦ 遺産分割協議（1028条1項1号）
 - ㊧ 遺贈（同項2号）
 - ㊨ 死因贈与（民法554条が準用する1028条1項2号）
 - ㊩ 遺産分割審判（1029条）
- ③ その効果を明らかにします
 - ㊦ 配偶者は，居住建物の全部について使用収益権を取得します（1032条1項）
 - ㊧ 期間は原則として終身の間となります。但し別段の定めによる例外があります（1030条）
- ④ その消滅事由を示します
 - ㊦ 建物所有者による配偶者の用法違反等を理由とする消滅請求（1032条4項）がなされた場合
 - ㊧ 配偶者が死亡（1036条，債権の改正法597条3項）した場合
 - ㊨ 目的物の滅失等使用不能となった場合（1036条，債権の改正法616条の2）
 - ㊩ 期間満了（1036条，597条1項）となった場合

イ. 制度導入のメリット

配偶者が自宅で居住することを選択しても，所有権を取得した場合と比較して配偶者居住権ならばその評価は安く，安くなった分だけその他の財産をより多く取得できる余地が生まれます。

(3) 「配偶者の短期居住権」保護の規定（改正民法1037条から1041条）

ア. 「配偶者短期居住権」の規定（1037条）の内容

- ① 配偶者が相続開始時に被相続人の建物に無償で住んでいた場合に、一定の期間、居住建物を無償で使用する権利を、有することになりました。これを「配偶者短期居住権」といいます。
- ② 保護される期間はどれ位か
 - ㊦ 配偶者が遺産分割に関与する時は、居住建物の帰属が確定するまでの間（ただし、最低6ヶ月間は保障されます）居住建物を無償で使用できます（1037条1項1号）。
 - ㊧ 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続を放棄した場合でも、居住建物取得者から消滅請求を受けてから6ヶ月間は保護されます（1037条1項2号，3項）。

イ. 制度導入のメリット

配偶者が被相続人の建物に無償で居住していた場合において、被相続人の意思にかかわらず、一定期間（最低6ヶ月間）は保護されることになります。

3. まとめ

今回の改正相続法制では、配偶者居住権または配偶者短期居住権という権利を認めて、「配偶者の居住用の建物の利用を保護する制度」が導入されています。しかしながら、配偶者居住権の評価をどのようにして算定するかという点は、必ずしも単純ではありませんので、専門家に相談した方が良いでしょう。

(つづく)